

第5回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 議事要録

1 日時

令和4年11月16日(水) 午後2時～午後3時

2 開催場所

小平市御幸地域センター 会議室（オンライン併用）

3 出席者

国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会委員：8名（欠席2名、オンライン2名）

事務局：田野倉課長、小川課長補佐、高田主任

オブザーバー：東京都教育庁文化財担当職員2人（オンライン）

4 傍聴者なし

5 配布資料

- ・議事次第
- ・資料1 第4回鈴木遺跡保存活用計画検討委員会議事要録
- ・資料2 鈴木遺跡保存活用計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果と回答案について
- ・資料3 「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」（案）：事前配布
- ・資料4 今後のスケジュール

6 次第

- (1)開会挨拶
- (2)前回委員会要録の確認
- (3)議題1 鈴木遺跡保存活用計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果と回答案について
議題2 「国史跡鈴木遺跡保存活用計画（案）」について
- (4)今後のスケジュールについて
- (5)その他

事務局：定刻になりましたので、第5回検討委員会を始めます。

最初に、課長から挨拶をお願いします。

課長：本日は第5回でございます。昨年度から継続して開催しております検討委員会の最終回となるものでございます。この場をお借りしまして、皆様にお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。ここで策定いたします保存活用計画を基に、今後保存・活用・整備など進めてまいりますので、引き続きご協力よろしくをお願いいたします。

事務局：委員長から一言、お願いします。

委員長：コロナでなかなかお集まりになれなくて大変だったのですが、今回で保存活用計画の検討委員会は終了ですので、本日は最後の機会になります。ぜひ忌憚のないご意見を寄せていただき、できるだけいい内容にしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

事務局：ありがとうございました。それでは早速、プログラムに入ります。

まず2番の前回議事録の確認でございますが、既に皆様のお手元にお送りいたしまして、訂正等のご指摘をいただきました。お手元にお配りしたものが最終的な要録となります。この形で市のホームページに議事録として公開することになります。よろしいでしょうか。

異議等無いようですので、2番の前回議事録の確認については、これで終了いたします。引き続き議題に入ります。

前回、7月の検討委員会で計画の素案についてご審議いただき、これを市民の方に見ていただいてご意見を賜るという形でパブリックコメント、市民意見公募を実施いたしました。実施期間は8月26日から9月25日までの1か月間ございました。その結果、ご意見を頂戴したのが全部で35件。そのうち2件はファクシミリによって、残り33件はメールによるものでございます。このメールによるものは1団体を取りまとめてお送りいただいたものとなりますので、お送りいただいた方は2名及び1団体ということになります。

この意見に対する市の回答案を資料2にお示ししましたが、反映済みが3件、それから参考意見31件、その他が1件となっております。1番と2番はファクシミリによるご意見でございました。このうち1番は「我が家はC地区にありますが、今後指定を目指すB地区にしてほしい」というご意見でしたので、これについては「今後の保護について、検討してまいります」として、その他といたしました。

続いて、反映済みとしたものですが、16番は「遺跡とアートの融合をした方がいい、武蔵美を生かすべき」でございますが、素案の67ページに、「平櫛田中彫刻美術館や武蔵野美術大学とのコラボレーションなどを検討していく」という記載がございますので、反映済みといたしました。17番は、「ICTをフル活用してVR体験等をしたらどうか」でございますが、素案8章2節、9章2節で、「AR・VR等のICT技術の利用を検討していく」とございますので、反映済みといたしました。19番は、「保存管理等用地東側の松桜を残してください」でございますが、素案に「植生の復元を行う部分以外では、既存樹林樹木を極力残し、緑の保全を図っていく」との記載がございますので、反映済みといたしました。

メールでご意見をいただいた1団体の活動は、鈴木遺跡に関するイベントを主催された

方が、会場で参加者の意見を聞いて、パブリックコメントに反映されたものでございますので、どちらかという、鈴木遺跡に対して好意的な立場の方のご意見を承ったということになります。大きく分けて、鈴木遺跡の価値を再認識したという意見と、発信に力を入れるべきという意見が多かったと考えております。

以上がパブリックコメントの結果と、それに対する市の回答案でございますが、これにつきましては、計画が策定された段階で、ホームページ上で公表する予定でございます。

委員長：皆様方、いかがですか。よろしいですね。お認めすることにさせていただきます。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、今日の本題になりますが、保存活用計画の案を、最終的な決定稿にすることになります。既に皆様方のお手元に郵送してございますが、素案から変更のあった部分について、順にご説明いたします。

6 ページ左側の下の段、改訂版小平市教育振興基本計画の 2 つ目の※でございますが、こちらに「策定のための基礎資料とするために、令和 3 年 10 月に小平市の教育に関するアンケート調査を実施しており、調査結果から鈴木遺跡に関する部分を資料編に掲載しています」という部分を付け加えてございます。アンケート結果が公表されましたので、それを掲載したということでございます。

47 ページの中ほどに、「しかし、これらの残置基礎、埋接管等については正確な位置や深さについての情報は限られています（図 22）。」を付け加えています。この後で説明いたしますが、保存管理等用地にかつての農林中央金庫の建物があり、その基礎は撤去しないまま埋めてありますが、どの位置にどの深さに基礎が残っているかについて確認した上で活用するという計画を立てましたので、正確な位置等の把握がまだできてないということを、ここで指摘しています。大体の位置は 48 ページに図 22 を付け加えて示しました。保存管理等用地が赤枠でかこった部分で、その中にテニスコート、研修棟の建物が北東側にあり、南側にプールがありました。このうちプールと研修棟の基礎が地中に残されていますが、包含層との関係などについての情報は限られていること、また研修棟の真中に地下 6 メートルぐらいのボイラー室があり、確実に遺跡の包含層を破壊して設置されていたことを示したものでございます。

53 ページ下から 4 行目には、このことを踏まえて、課題として「また的確な整備を行うため、各種調査（試掘、地中レーダー）によって建物基礎や埋設管等の位置、深度を確認する必要があります」という一文も加え、これに対応しつつそれを活用するということについてこの後、述べていくこととなりますが、59 ページの図 25 の中に残存基礎と試掘トレンチ等の部分を追加し、拡大図を図 26 として追加しました。あくまでも概念図ですが、茶色い部分は基礎が残存していることが分かっている場所とボイラー室の位置、緑色のラインは遺物の包含層が残っている深度等を確認するための試掘トレンチを縦横に入れて、残存基礎の形状や残っている関東ローム層の上面を確認するという作業を示したものです。また、ボイラー室の北側の緑色の部分が広がっていますが、この部分で地層の剥ぎ取り標本、接

状剥離を取得する計画です。

69 ページでは、保存管理等用地の整備のイメージ図の中で特に 4 番、かつてはあずまやと表現していましたが、これを凡例では便益施設に直しています。そして、このページの上の部分でも、あずまやを「便益施設 (図 27-4)」と改め、その後一文を追加しました。ここでは、この施設に隣接した場所で研修棟の基礎等によって攪乱されていない部分で発掘調査を行って剥ぎ取り標本を採取します。この時、石器、礫群、炭化物片集中等の遺物や遺構が検出された場合には現位置表示などの活用も検討します。採取した剥ぎ取り標本は研修棟の基礎やボイラー室によって破壊された部分を再発掘して設けた地下空間の壁面に展示することによって、鈴木遺跡の 12 枚の文化層の実際の位置や深さを体感してもらい、鈴木遺跡の豊かな価値や内容への理解を深める施設としての役割も合わせ持たせることを検討する、といたしました。

また、これらの調査再発掘等の掘り下げに先立って、保存管理等用地全体を対象に遺物包含層の遺存状態を確認する発掘調査を行い、上記発掘調査の適地や建物基礎や埋設管等による掘削や盛土の状況を三次元的に把握することを目指す、としました。

これは、史跡の中に便益施設を設けることは認められていますが、ガイダンス施設は史跡の外に作るよという文化庁からのご指導がありますので、来園した方が雨風や直射日光を避けたりすることができるような便益施設を設け、その壁面に鈴木遺跡がなぜ国史跡になるにふさわしいのか、を説明できるものとして、12 枚の文化層の標本を実際の地中と同じ深さに表示して体感してもらえよう施設にしたらどうかという提案を述べさせていただいたものです。虎ノ門の駅から文化庁に出てくる部分に、江戸城外堀の石垣が現地保存されている施設があるのですが、そうしたものをイメージしものです。

最後に、76 ページまでが素案としてパブリックコメントの対象としたましたが、これに続く部分、11 章及び資料編は、新たに追加された部分になります。

77 ページは今後、短期、中期、長期にわたって、どのようにこの計画を進めていくのかということを表示した各施策の実施計画になります。これは素案を作成する段階ではまだ文化庁との調整が完全には整っていなかったため、素案には加えなかった部分になります。

ここでは今回策定する保存活用計画を 1 つの指針として、令和 6 年及び 7 年に保存管理等用地の整備基本計画を策定していくこと、これに先立って令和 5 年に、保存活用整備に必要な試掘や地中レーダー調査を行っていくことを示しています。

それ以外では、特に優先度の高いオレンジ色で示したのものには、情報発信、周知連携や、鈴木遺跡資料館の活用、それから整備が終わった後での標識やサインの作成、あるいは保存管理等用地の整備そのものの作業があります。それから地域との協力体制や、活用、整備の体制作りなどについても、中期長期を含めた期間で行っていくというように、重要度に分けて計画の手順として示しました。

またその後、経過観察をする手順を示した自主点検表を設けました。

これに続いて、81 ページから資料編があります。その初めには教育委員会が第 2 次小平

市教育振興基本計画の基礎資料として実施したアンケート調査の結果のうち、文化財、鈴木遺跡を始めとする文化財についての市民の方々の意見や考え方の部分になります。設問 22 と 23 ですが、この基本計画を作るメンバーとして参加していた時に、アンケート項目としてこの項目を付け加えてもらった経緯がありますので、許可を得て転載させていただきました。後段には関連法令が掲載されています。

最後が奥付です。教育委員会が発行し、その補助執行として編集作業は地域振興部文化スポーツ課で行ったという形で示してあります。

以上が保存活用計画の最終案という形で、取りまとめたものとなっています。

委員長：計画が具体化してきたということで、それについてのご説明がありました。これが今回の会議のメインになりますので、皆様方からご質問やご意見等があれば、承りたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

委員：77 ページに今後の実施計画の一覧があるのですが、保存管理等用地の整備が完了して入れるようになるのは、いつ頃になるのですか。

事務局：表では下から 4 番目のところの整備作業、工事等を含めた整備が完了するのは、ほぼ令和 14 年頃と見えています。

委員長：管理の体制ですが、管理団体は教育委員会ではなくて小平市になるのですか。

事務局：小平市で告示もされております。

委員長：管理団体が小平市であれば、発行が小平市教育委員会でも問題はないと思います。

委員：29 ページに大澤鷹邇さんの名前が出てくるのですが、ここに名前だけでなく肩書みたいなものを入れた方が良いのではないかと思います。

事務局：市史を作る時にはお目にかかって、お話を詳しくうかがいました。当時板橋区の文化財審議会の委員をされていたかと思うのですが、板橋区に確認します。

委員長：基本的には今回の事務局案は来年の 1 年をかけて、保存管理等用地の内容を調査し、その結果に基づいて整備計画を立てることになったということですね。それで良いのかというところが一番肝要になります。要するに保存管理等用地にはほとんど調査が入ってないので、具体的にどういう状況かを確認したい方がいだろうと。そのためには既存の壊された部分を除去しながら確認していくというのが一番確実であると。基本的にこれは国史跡の範囲ですので、何かものが出てきたらもう手を出せないということになりますから、そういう調査の仕方が一番合理的だということになります。

委員：接状剥離は保存管理等用地の隣接地で採取するおつもりでしょうか。試掘を行うところの 1 箇所を採るということでしょうか。

事務局：59 ページ図 26 のボイラー室と書いてある部分の北側の緑色の試掘トレンチの幅広がっているところですが、ボイラー室の部分であれば、調査のために掘り下げたのではなくて、既に壊されて掘り下げられているので、その部分で新鮮面を出して接状剥離を取る計画です。ただ、3メートル以上になると垂直に掘り下げられないので、段掘をしなければいけないので、一定の幅が必要になります。このボイラー室の北側の部分の幅が広いのはそ

のことを示しています。基本的には、既に壊されたところを再発掘する形で新鮮面を出していくという手法を検討しています。

委員：段掘の途中で遺物に当たってしまうと、掘れなくなるのではありませんか。

事務局：文化庁の調査官同席の時にその話をしたら、安全上しょうがないかなといった雰囲気でしたが、オフィシャルに許可を得たわけではないので、今後調整していかなければいけないと思っています。

委員長：それに関連してちょっとお聞きしておきたいのですけれども、今の保存活用計画検討委員会は今年度解散です。再来年から整備活用計画の委員会を立てるのだと思うのですが、来年度の発掘調査の時に調査指導委員会は立てるのですか。おそらく文化庁からは有識者の指導委員会を作るよう言われると思いますので検討しておいた方がよいと思います。

事務局：ありがとうございます。段掘の問題も含めて文化庁のご指導をいただきながらやらなければいけないので、調査指導委員会を作るなどの対応を検討して参ります。

調査は単に発掘だけではなくて、その地盤高の調査や、樹木に関する調査等も合わせて行って、整備のための必要な資料を収集することになりますので、そういったものについての予算要求は、今進めているところです。

委員長：そうすると当然相談先となる委員会がないと困ると思います。

事務局：委員会の設置費用も含め検討していきます。

委員長：ほかによろしいですか。これが内容を検討する最後の機会になりますので。

委員：今回アンケートの結果を見せていただいて、色々と分析結果がありますけれども、やはり子供も含めて若い世代があまり知らない、という結果になっております。今までも議論されてきましたが、教育が大事だということで、計画にも盛り込んでありますが、周知する手段として教育との連携をやっていかなければいけないと思います。

事務局：これまでも行ってきましたが、遺跡ウォークのようなイベントや特別展、あるいは石器作り等、既存の例年の行事の中に鈴木遺跡の内容を深く入れることで、周知を図っていくようにしておりました。今後もそのように進めていく必要があると思います。

東京都：ご説明の中で、なかなかイメージがつかないのかと思うところを補足的に説明させていただきます。地上にもものを建てたり、復元したりできる遺跡公園に行かれたこともあると思いますし、想像がつきやすいと思うのですが、鈴木遺跡の場合は元々ないものを作れないので、例えば、復元住居を作るといようなことができず難しいのですね。逆に、土の中にある地層が財産なのですが、新しく掘れないという事情があって、見ることが難しい遺跡なのですけれども、たまたま今までに建てた建物の関係で中に少し潜って見られる施設が作れるというのは、ここの強みだということをご理解いただき、今後ともご協力いただければと思います。

事務局：文化庁でこの案を説明した時も、非常に評価していただきました。史跡を全面的に掘ったりすることはできないけれども、既に壊された部分を利用して調査を行い、その地下空間を利用して便益施設兼遺跡の紹介が行えるようなスペースとするという案は良いと言

っていただきました。

委員：私は遺跡の近隣住民として、お聞きしたいのは、旧経理排水が警察学校からコープのところまで、狭い道路になっています。それが東の方に行くと遺跡と三井不動産の団地の間を通っていますが、これがどうなるのか。通れるようになれば生活面でプラスになるのですが、その検討をお願いしたい。

また防災の観点から、保存管理等用地には高い木があり、枯葉があちこちにあるのですけれども、火に備えた防災も考えて欲しい。地震の場合は一時避難所のような活用をされるのか。防災や防犯への取組みを生活面からの要望として申し上げたいと思います。

また地名度アップについて、遺跡の中で静岡の登呂遺跡は全国ベースの知名度があると思うのですが、国指定史跡になった鈴木遺跡も小学校などの教科書への採択が進めば、全国区ベースの名前になってくると思います。

最後に、国史跡に指定された3月26日は、ちょうど春休みに入るのですけれども、この日を鈴木遺跡の記念日として、例えば、伝統芸能の鈴木囃子と提携して子供たちと、何かイベントをやれば、周りの人も小平市も、かなり活気づくのかなと思います。

委員長：なかなか面白いアイデアだと思います。千葉県酒々井町の墨古沢遺跡では毎年、指定1周年や2周年等のイベントをやっています。大変かもしれないけれども、そういうものも考えた方がいいかもしれません。

事務局：鈴木遺跡の日というのを定めるとするのは、面白いとは思いますがけれどもその日、ピンポイントでできるかどうかは春休みや曜日の関係がございしますので、どのようにできるかを検討して参ります。今年の3月26日はちょうど土曜日でしたので、指定一周年記念で遺跡ウォークを行っております。土曜日や日曜日でないと、ウォークを行ってもなかなか参加できる人も限られてしまうので、26日前後の土日を狙って、指定記念イベントという感じで、何か行うことは検討しているところです。

樹木の問題や火災対策等、防災や一次避難場所等の活用の仕方につきましては、この計画の中で決めていくことではございませんので、今後の整備計画策定の中で当然必要な要素として折り込んでいくということになろうかと思えます。

南側の旧経理排水の下水道用地・草花街道の延長につきましては、東側に道路と大きな段差があるので、そこをどうするかという問題、あるいは個人のお宅がその両側に接しているという問題が東西ともございしますので、これにつきましても今後の整備の中で、どのようにしていくかということを考えていくことになろうかと思えます。したがって、今後その具体的な方策等については、整備計画の中で行っていきますので、その時にまた市民の皆様、特に地域の方には密接なことでするので、ご意見を伺う場を設けることになろうかと思えますので、その時にもぜひあのご協力いただければと思います。

委員：先程のご説明で、保存管理等用地は令和14年度までに整備して、それから公開になるというようなご説明があったかと思いますが、できれば一部でも、見学会等のイベントで活用していくことを考えていただきたいと思えます。

事務局：試掘を行う令和 5 年度や接状剥離取得のための発掘調査等の際に、見学会等を行うことを計画しておりますので、常時オープンではないと思いますが、日を決めて安全確保をした上で、公開するというような形になると思います。

委員長：それでは議題 2 については、皆さんに承認いただいたということで、よろしいですか。ご異議なければ、そうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールをお願いいたします。

事務局：訂正箇所等を直した上で、これを最終案として印刷するにあたりまして、資料 4 にございますように、今日の委員会の後、この結果について内部的な調整をした上で、教育委員会の定例会で議決をいただきまして、内部的なコンセンサスが得られた形になります。

そしてこれを受けて概ねこの形のまま、印刷製本に入ります。その後、ゲラに基づいて幹事長会議での報告を行い、理事者への配布、それから庁議での配布、教育委員会や文化財保護審議会へ配布、議員配布等を行った上で、3 月の市報にこういう計画ができたという報告、ホームページ上での公開を含めて行っていくということになります。また合わせて、周辺の区市町村や、都道府県等への配布も行う計画でございます。

以上が今後の流れということになります。もちろん、委員の皆様にも印刷製本ができて議員配布等が終わった後で、ご郵送を申し上げるというつもりでおります。以上です。

委員長：ありがとうございました。今年度中に計画ができて、皆様方に配布されると、来年度以降は先程ご説明があったような形で進んでいくということになると思います。

最後に、5 番目その他ですね。事務局から何かございますか。

事務局：以前委員長からご質問がありましたが、計画を文化庁に認定していただく作業につきましては、東京都のご指導をいただきながら進めて、年度内に終了したいと考えています。

委員長：それはぜひ、よろしく申し上げます。

事務局：さまざまなご意見いただき、ご指摘等もいただきながら進めてまいりました検討委員会は、以上をもちまして終わりとなります。計画書はご郵送申し上げますが、それまでの間にもお気づきのことがあればご意見をお寄せいただければと考えております。

それでは、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。